

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

1 請求人は、Aに所在する特別加入団体であるB組合の構成員として、労災保険法第35条に規定する一人親方等の特別加入者として承認を受けている者である。

2 請求人によると、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃、ユンボを用いて法面整形作業中に、上部山中から落石があり左下腿に当たり負傷したという。

請求人は、同日、Cセンターを受診し、「左膝内側側副靭帯損傷、左膝後十字靭帯損傷、左下腿挫滅創、左足関節拘縮」（以下「旧傷病」という。）と診断され、その後、D病院に転医し、療養していたが、同年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後、障害が残存しているとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

3 請求人は、平成〇年〇月〇日、E整形外科を受診し、「左膝後十字靭帯損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

4 本件は、請求人が本件傷病は旧傷病の再発であるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争点

請求人の本件傷病が、旧傷病の再発であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は旧傷病の再発であると主張しているので、再発の要件に基づき、以下検討する。

(2) 旧傷病と本件傷病との相当因果関係について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「因果関係は不明である」と述べ、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「症状固定以後の経過から平成〇年〇月受傷の労災事故との直接の因果関係は不明である。」旨述べている。当審査会としても、上記医学的見解を踏まえ、請求人の症状経過等から、本件傷病の発現は、平成〇年〇月〇日に旧傷病が治癒（症状固定）してから、約15年以上が経過していることも鑑み、決定書理由に説示するとおり、旧傷病と本件傷病との間に医学上の相当因果関係を認めることはできず、本件傷病は旧傷病の再発とは認められないと判断する。

なお、請求人は、本件傷病と旧傷病との間に相当因果関係がある証拠として、G病院H医師作成の平成〇年〇月〇日付け診断書を提出しているが、同医師は、要旨、「靭帯再建術を施行し、現在、通院リハビリ加療中である。」

と述べるにとどまり、旧傷病との医学上の相当因果関係については記載していないので、請求人の主張は認められない。

(3) 本件傷病は、旧傷病の再発とは認められないが、念のために症状の増悪についてみると、一件記録をみても、決定書理由に説示のとおり、客観的な増悪の事実は見当たらない。また、本件傷病の治療効果についてみると、E医師は、上記意見書において、要旨、「単純レントゲン写真では、明らかな異常を認めず。処置、治療はしていない。」と述べ、F医師も上記意見書において、要旨、「E医師意見書によれば、レントゲン写真では異常を認めず。治療の予定はない。」と述べている。当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、治療効果が期待できる状態とまでは認められないものと判断する。

(4) 以上のとおり、請求人の本件傷病は再発の認定要件を満たしていないことから、当審査会としては、旧傷病の再発とは認められないと判断する。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。